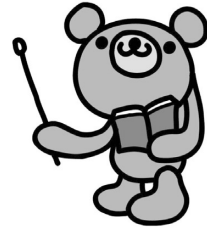


5 校内委員会での推進役

校内委員会の適切で円滑な運営がなされるよう、推進役を担います。



☆ポイント

- ・校内委員会での役割
- ・校内の状況の把握と情報収集の推進
- ・事例検討会の開催と校内委員会
- ・個別の教育支援計画の作成に向けて
- ・校内委員会での個別の指導計画の作成への参画
- ・校内研修の企画と実施



Q 1 7 校内委員会で何をすればよいのですか。

- A.
- ① 学習面、行動面で気になる児童生徒が、学校、学級に在籍する場合や児童生徒への指導について悩んでいる教員がいる場合、コーディネーターや校内委員会が、校内の状況を把握できるような校内体制をつくるよう提案します。
 - ② 特別な教育的支援を必要としている児童生徒のニーズを把握し、長期的、短期的な見通しをもちながら会議に臨むことは、推進役として大変重要なことです。その際、保護者に連絡して進めることが大切です。
 - ③ 問題行動等が見られる場合、早急な対応が可能な機動性のある体制がとれるようにします。
 - ④ 児童生徒についての情報提供、巡回相談の活用や専門家チームへの判断を、依頼するための協議を円滑にできるように推進していきます。
 - ⑤ 個別の指導計画については、話し合いをしながら作成し、コーディネーターとして援助できることや校内での支援の役割を明確にすることが重要です。



Q 1 8 校内委員会の開催時期や回数、協議内容などはどのようにすればいいですか。

- A. 校内委員会は、各学校の年間計画の中に明確に位置付けて開催することが大切です。開催時期と協議内容の例については、巻末の①年間スケジュールを参照してください。



Q19 学習状況を把握する方法に、テスト以外にどのようなものがありますか。

- A. 各学年の教科の習得状況を把握します。巻末の⑦学習達成把握シートを参照してください。



Q20 校内資源の把握はどうすればよいですか。

- A. 特別支援教育や教育相談の研修を受けていたり、活用できる資格等をもっていたりする教職員について、情報を把握します。



Q21 校内での連絡調整はどのように行えばよいですか。

- A. 担任からの相談、保護者からの相談、巡回相談へ担任が相談するの3つのことが考えられます。

担任から児童生徒についての相談を受けた場合

- ① 担任から相談を受けます。
- ② 児童生徒を観察します。
- ③ 再度、担任と相談します。
- ④ 担任と具体的対応を考えます。場合によっては校内委員会で支援策を検討します。

保護者からの相談に対応する場合

- ① 保護者からの相談を受けます。
- ② 担任と相談内容を検討します。
- ③ 児童生徒を観察します。
- ④ 再度、保護者と相談します。
(保護者とは、一度で完結させようとしないで、丁寧に連絡を取り合うようにします。)
- ⑤ 支援策について校内委員会で検討します。

巡回相談へ担任が相談する場合

詳しくはQ14を参照してください。

- ① 担任からの相談希望を受けます。
- ② 巡回相談員と、担任との相談時間の設定をします。
- ③ 支援策について校内委員会で検討します。



Q22 事例検討会はどのように行えばよいですか。また、どのような方法がありますか。

A. 校内委員会だけでなく、必要な時に柔軟にかかわりのある人たちによる小さなチームを作って、事例を検討する会議（事例検討会）を推進します。

事例検討会ではコーディネーターが中心（ファシリテーター）となって進めていくことが多いでしょう。事例検討会を効率的に進めるための工夫は、巻末の⑧問題解決の技法例を参照してください。

会議の目的・・・・・・・・児童生徒の現状と課題の明確化
具体的な取組や指導方針の確認

コーディネーターの役割・・会議の開催や方法の提案
情報収集のための連絡調整
個別の指導計画・個別の教育支援計画への接続
他機関への支援等の依頼

問題解決の技法例・・・・・・・・ブレン・ライティング法
インシデント・プロセス法
P A T H

① ブレン・ライティング法とは

問題解決ないし目標達成に向けての可能性のある方針を、数多く創出する自由連想法のひとつです。個人のアイデアや意見を1枚ずつ小さなカードに書き込み、それらをグループ化していく作業で問題解決のヒントを見つけ出そうとする手法です。

メリットとして「全員が平等に発想し、発言できる」「多くのアイデアが集まる」「課題が明確になる」等があげられます。

② インシデント・プロセス法とは

事例として実際に起こった出来事（インシデント）を基に、参加者が出来

事の背景にある情報を事例担当者に質問し、収集しながら問題解決の方策を考えていく手法です。

メリットとして「事例担当者の資料づくりが必要ないため負担が少ない」「参加者が当事者の立場で考えられる」「事例担当者の対応に対して批判的になりにくい」等があげられます。

③ P A T Hとは

障害者本人とそれにかかわる多くの人が一堂に会して、その人の夢や希望に基づきゴールを設定してゴール達成のための作戦を立てる。まず、課題を明確にし、それに向けて話し合い問題を解決していく手法です。

メリットとして、「長期的な視野で子どもの目標を考えることができる」「目標に向かって何をすればよいのかステップが明確になる」等があげられます。



Q 2 3 個別の指導計画はどのような形式がありますか。また、どのような点に留意すればよいですか。

A. 個別の指導計画及び個別の教育支援計画については、小学校学習指導要領（平成20年3月告示）の総則第1章4（7）で、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、たとえば指導についての計画または家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されています。（中学校学習指導要領については第1章（8））

特別支援学級については、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、教育課程を編成することとされています。この特別支援学校の学習指導要領では、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成することが義務付けられています。

個別の指導計画の作成に当たっては、次のような留意点があげられます。

- ① 日々の記録を大切にし、情報収集に役立てる。
- ② 児童生徒の実態把握に当たっては、保護者等との連携に十分配慮する。
- ③ 児童生徒主体の目標である。
- ④ 焦点を絞った目標である。
- ⑤ 条件や数値などを示した、観察や評価ができる目標である。
- ⑥ 手立てや実施方法、実施期間を具体的に設定する。
- ⑦ 結果を評価し指導・支援の改善につなげる一連の過程（P D C A）を繰り返す。

様式については、巻末の⑨個別の指導計画（様式例・記入例）を参照してください。



Q24 個別の教育支援計画はどのように作成すればよいですか。また、どのような点に留意すればよいですか。

A. 子どもの障害が発見された時点から、障害に応じた一貫した効果的な支援を行うことを目的として個別の支援計画が作成され、一生涯引継がれていきます。その中でも特に就学期間は、個別の教育支援計画が作成されます。

個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えにより、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としています。この計画の作成は、幼稚園から高等学校を卒業して就労するときまで行われます。また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠です。

特別支援学校では、平成17年度から各学校で様式を決めて個別の教育支援計画を作成しています。一方、小・中学校においては「必要に応じて」個別の教育支援計画を作成することとされているため、高知県をはじめ全国的にもその作成率は高くありません。しかし、これからは個別の支援計画の作成を求める声が高まっていくことが考えられるため、就学期間においても個別の教育支援計画を作成することが望まれます。

では、個別の教育支援計画の作成にあたっての留意事項を考えます。まずは、幼児児童生徒一人一人の実態を把握することから始めます。実態把握した内容（障害や発達、学習状況、家庭環境、本人や保護者の願い等）から様式を考えて作成します。

個別の教育支援計画の作成にあたっては、次のような留意点があげられます。

- ① 地域社会の中で子どもたちを支援していくためには、地域社会の中でどのような資源が活用できるのか、連携できる関連機関先を把握する必要があります。
- ② ライフステージを見通した、今ある時点から次の段階へと引き継がれる支援への移行や連携が大切です。
- ③ 個別の教育支援計画は、本人や保護者の願いを基に長期・短期の目標を立てます。それらの目標が実現できるように、さらに個別の指導計画を作成して指導の具体化を図っていきます。そのため個別の教育支援計画と個別の指導計画は、関連付けていく必要があります。

参考例の様式は、支援会議で使用できるものを考えました。巻末の⑩個別の教育支援計画（様式例）を参照して下さい。



Q 2 5 個別の指導計画と個別の教育支援計画を取り扱うときの留意点がありますか。

A. 個別の教育支援計画と個別の指導計画は、各学校の校内委員会等で、その記入内容や方法、管理の仕方について十分に検討したうえで、児童生徒の実態に応じたものを作成してください。その際に留意する事柄としては、以下の2点を参考にしてください。

① 個人情報の共有化における情報管理の徹底

個別の教育支援計画と個別の指導計画は、学校内で作成される重要な個人情報であるということを自覚して、その作成と情報の共有化と管理の仕方について、校内で確認し保管には十分な注意を払います。また、作成された計画の情報開示については、保護者の同意が必要です。各学校は説明責任を果たし、保護者と十分に協議して協力関係を築くことが大切です。

② 引き継ぎ資料としての支援の一貫性

児童生徒の成長や入学・進学、転学など、様々な状況変化に応じて、支援方法の見直しをしながら一貫した支援が行われるよう、節目ごとの引き継ぎが大切です。



Q 2 6 校内研修の企画はどのように行えばよいですか。また、どのような内容が考えられますか。

A. アンケート等を活用しながら、特別支援教育に関する意識や知識等を把握し、研修会の目標を確認することが大切です。また、外部講師には、学校の現状等を事前に提供しておくことも、校内研修を充実させるためには必要です。各学校の実状に合わせて校内研修を企画してください。

研修内容については、巻末の③校内研修企画一覧表を参照してください。